

福島市インバウンドデジタルプロモーション業務委託 仕様書

1 業務名

福島市インバウンドデジタルプロモーション業務委託

2 目的

外国人観光客に対する入国制限が緩和され、インバウンド需要が高まっていることから、本市の魅力を積極的に発信し、誘客につなげる必要がある。デジタル媒体を活用したプロモーションを行うことで、本市の認知度向上および誘客促進、原子力災害による風評払拭を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

4 委託業務の概要

- (1) SNSを活用した魅力発信
- (2) 動画広告の配信

5 委託業務内容

- (1) SNSを活用した魅力発信

台湾に影響力のあるインフルエンサーを2名以上招請し、本市のスポットを実際にめぐり、インフルエンサーのSNSアカウントで魅力を発信する。現地のニーズを踏まえ、インフルエンサーが巡る本市のスポットを選定、調整すること。

- ① ターゲット市場

台湾(FITを想定する)

- ② 時期

ア 取材時期は令和7年7月～8月、2泊3日とする。

イ SNS発信の時期は広告効果の高い時期を設定すること。

- ③ 対象者

ア 台湾に影響力のあるインフルエンサーを2名以上招請すること。

イ インフルエンサーの選定にはデータ等を活用し、選定根拠を示すこと。

ウ インフルエンサーが所有するSNSアカウント(YouTube以外とする)において、1名につき3投稿以上本市の魅力を発信すること。

④ 行程管理

ア 台湾人が興味を持つ本市の観光スポットを選定すること。

観光スポットの選定には台湾人の視点を入れ、選定根拠を示すこと。

イ 選定したスポットとの受入調整をすること。

ウ 行程中の通訳を手配すること。

⑤ 旅行手配

招請に係る全ての予約・手配(宿泊、食事、施設入場、体験、旅行保険、航空券を含む移動手段等)を行うこと。

⑥ 特記事項

招請したインフルエンサーが、下記いずれかに該当すると判断される場合、委託料の減額を求めることがある。

ア 公序良俗に反する行為、違法行為、または社会的に不適切と判断される行為や言動により、本市のイメージを著しく毀損されるおそれがある場合。

イ SNSその他公の場における不適切な行為や言動により、世間の批判・炎上を招いた場合。

ウ 刑事事件に関与した場合または重大な民事上の責任を負う行為を行った場合。

(2)動画広告の配信

令和6年度に制作したYouTube動画の広告配信を行う。

① 配信する動画

配信する動画は下記ア・イより1本、ウ・エより1本(合計2本)とする。どちらが広告配信に適しているか理由を添えた上で提案すること。

また、ウ・エのターゲットについては、発注者との協議により決定するものとする。

ア 動画名:夏日旅行就來福島市

<https://www.youtube.com/watch?v=W-ZBZWnJYmA>

ターゲット:台湾

イ 動画名:夏日的福島市 推薦觀光景點

<https://www.youtube.com/watch?v=Ag6qyWfcc8s>

ターゲット:台湾

ウ 動画名:Visit Fukushima City for your summer trip!

夏の旅行は福島市へどうぞ!

<https://www.youtube.com/watch?v=YANYrdRxWro>

ターゲット:タイ、欧米豪

エ 動画名:Fukushima City in Summer Sightseeing

Recommendation 夏の福島市 おすすめ観光スポット

<https://www.youtube.com/watch?v=rBWrZOuHW78>

ターゲット:タイ、欧米豪

② 動画配信のKPI

動画配信におけるKPIは、上記2本の動画のターゲット国への再生回数を合わせ30万回とする。

6 納品

(1)成果物

- ① 動画広告のターゲットの再生回数等、その効果が分かる資料
- ② その他本業務で作成した資料のうち、本市が指示する資料

(2)報告書

- ① 事業報告書
- ② 実績額報告書(事業にかかった経費について報告すること。)
- ③ 経費にかかる領収書の写しまたは支払額の根拠資料(本市が指示した資料を提出すること。)

(3)納品場所

福島市の指定する場所

7 本委託の実施上の留意事項等

(1)実施体制

- ①受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。
- ②本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受注者が行うこと。
- ③企画立案、台本作成、演出、出演者交渉・スケジュール調整、素材作成の業務一切を行うこと。
- ④本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映りこんだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾については、受注者において行うものとする。
- ⑤本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連

絡すること。

(2)特記事項

- ①受注者は発注者に対し、本著作物に関するすべての著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む)を譲渡する。
- ②受注者は、本著作物について、発注者および発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様である。
- ④本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- ⑤本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と協議の上、定めるものとする。

8 担当課

福島市商工観光部観光交流推進室(担当:安田・半沢)

電話:024-572-5718

FAX :024-535-1401

E-mail:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp